

石川海区漁場計画の変更（素案）

【変更内容】

共第1号を傍線を付した部分のように改める。また、区第5号、定第13号、定第14号及び定第54号を廃止し、新たに区第58号、定第56号及び定第57号を追加する。

（１）漁業権に関する事項

①共同漁業権

※以下を除く共同漁業権については令和6年6月28日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

【変更】

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	関係地区	条件
共第1号	加賀市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度17分43秒6、東経136度14分38秒7 イ 北緯36度17分44秒0、東経136度14分36秒6 ウ 北緯36度18分23秒8、東経136度13分44秒2 エ 北緯36度21分48秒4、東経136度16分46秒5 オ 北緯36度23分42秒8、東経136度21分31秒1 カ 北緯36度22分58秒9、東経136度22分21秒0	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和8年11月1日から令和15年8月31日まで	加賀市塩屋町、片野町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町、篠原新町、伊切町、新保町、美岬町、大聖寺瀬越町、吉崎町及び大聖寺上木町	塩屋港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				あさり漁業	1/1～12/31			
				はまぐり漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				てんぐさ漁業	1/1～12/31			
				もずく漁業	1/1～12/31			
				くろも漁業	1/1～12/31			
				あかもく漁業	1/1～12/31			
				かじめ漁業	1/1～12/31			
				うに漁業	1/1～12/31			
				なまこ漁業	1/1～12/31			
				たこ漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	<u>1/1～12/31</u>			
				いか・かにかご漁業	1/1～12/31			
			第3種	雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			

②区画漁業権

※以下を除く区画漁業権については令和6年6月28日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止】

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号	羽咋郡志賀町 西海風戸地先	次のアからエまでの各点を順次 結んだ線及びエの点とアの点と を結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分21秒5、東経 136度41分59秒8の点 イ 北緯37度08分21秒2、東経 136度42分00秒1の点 ウ 北緯37度08分26秒5、東経 136度42分04秒1の点 エ 北緯37度08分26秒8、東経 136度42分03秒5の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	個別漁業権	＝	なし

【追加】

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第58号	鳳珠郡能登町 字七見地先	次のアからエまでの各点を順次 結んだ線及びエの点とアの点と を結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度15分48秒0、東経 137度06分01秒3の点 イ 北緯37度15分47秒9、東経 137度06分17秒7の点 ウ 北緯37度15分27秒8、東経 137度06分19秒7の点 エ 北緯37度15分27秒9、東経 137度06分02秒6の点	第1種	海藻養殖業	1/1～12/31	令和8年11月1日から令 和10年8月31日まで	個別漁業権	＝	なし

③定置漁業権

※以下を除く区画漁業権については令和6年6月28日付けで公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止】

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	条件
定第13号	珠洲市蛸島町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア―北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点 イ―北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点 ウ―北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点 エ―北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第14号	珠洲市正院町正院地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカのアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア―北緯37度25分21秒3、東経137度18分00秒0の点 イ―北緯37度24分59秒4、東経137度18分48秒9の点 ウ―北緯37度24分45秒3、東経137度18分32秒5の点 エ―北緯37度24分34秒0、東経137度18分41秒8の点 オ―北緯37度24分30秒2、東経137度18分37秒1の点 カ―北緯37度25分10秒3、東経137度17分45秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第54号	七尾市東浜町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア―北緯36度58分50秒7、東経137度03分32秒0の点 イ―北緯36度59分03秒2、東経137度04分12秒2の点 ウ―北緯36度58分44秒8、東経137度04分09秒0の点 エ―北緯36度58分43秒1、東経137度03分32秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

【追加】

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業の時期	存続期間	条件
定第56号	珠洲市蛸島町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点 イ 北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点 ウ 北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点 エ 北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和8年11月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第57号	珠洲市正院町正院地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度25分21秒3、東経137度18分00秒0の点 イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分48秒9の点 ウ 北緯37度24分45秒3、東経137度18分32秒5の点 エ 北緯37度24分34秒0、東経137度18分41秒8の点 オ 北緯37度24分30秒2、東経137度18分37秒1の点 カ 北緯37度25分10秒3、東経137度17分45秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和8年11月1日から令和10年8月31日まで	なし

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年6月28日付けで公示した内容と変更ないため省略する。